

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 概要

(1) 委託業務名

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組運営業務

(2) 業務内容

仕様書のとおりとする。

(3) 委託期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

(4) 委託上限額

金 8,800,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(5) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1000 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類『10 企画・広告・手配』の小分類『02 大会・イベント企画・研修企画運営』で認定されていること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和 7 年 4 月 1 日以降実施分）（平成 23 年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

(6) 和歌山県内に本店若しくは支店を有する者であること。

3 スケジュール

- ・公募開始 令和 7 年 7 月 18 日（金）から
- ・質問期限 令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時まで
- ・質問への回答期日 令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時まで
- ・企画提案書等の提出期限 令和 7 年 8 月 20 日（水）17 時まで
- ・審査会 令和 7 年 8 月 29 日（金）
- ・審査結果の通知 審査会の翌日以降

4 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問票（様式 2）を提出すること。

(1) 質問期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時まで

(2) 提出先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにより(1)の期限内に提出すること。
なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

(4) 質問への回答

令和7年8月8日(金)17時までに、和歌山県教育庁教育総務局教育政策課のホームページにおいて公開する。なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。
書類はすべてA4サイズとすること。

①企画提案申請書(様式1)【1部】

②企画提案書(任意様式、20ページ以内(表紙及び目次含む。))【8部】

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等を示し、本業務を的確に進める上での方針を提案すること。
- ・業務を円滑に実施するための実施体制及び各業務担当の役割、進行管理等に関する工夫やアイデアを提案すること。
- ・本業務の実施にあたり、プロポーザル参加者及び業務責任者のアピールできる資格、経験等を記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。
- ・公正な審査のため、会社名等は記載せず、記載されている場合は、マスキングして提出すること。

③見積書(任意様式)【1部】

以下の点に留意すること。

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・宛名は「和歌山県知事 宮崎 泉」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・初年度の見積金額は1(4)の委託上限金額を超えないこと。

④提案者の概要が分かるもの(会社案内等)【1部】

⑤実績調書(様式3)【1部】

- ・同種の業務に係る契約実績について、公示日時点での導入済みの業務名、自治体名、契約期間及び内容を記載すること。
- ・実績調書に記載された実績を証する書類として、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等を添付すること。

(2) 提出期限

令和7年8月20日(水)17時まで(必着)

(3) 提出先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課(担当者:波床)
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 南別館6階

(4) 提出方法

郵送により(2)の期限内に提出し、必ず電話にて到着確認を行うこと。
加えて、(1)②企画提案書及び(1)③見積書については、電子メールでも期限内に提

出すること。

ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

6 企画審査

(1) 審査方法

審査は、和歌山県が別に定める委員による組織された審査会が行う。なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和7年8月29日（金）※予定

※時間については、プロポーザル参加者に対し、別途通知する。

イ 開催場所

後日、プロポーザル参加者に連絡する。

ウ 企画提案の所要時間（1事業者当たり）

プレゼンテーション 15分以内

審査委員からの質疑 約15分間

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。
- ・企画提案書及び見積書以外に、パソコン、モニター等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書の提出時の電子メールにその旨を記載すること。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準（別記1）に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定

各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を契約候補者として選定する。また、評価点が同点の場合は、審査委員による多数決により決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、審査会議における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査会の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査会議の翌日以降に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下のプロポーザル参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県に連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ書面により和歌山県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

7 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合

(4) 企画提案書等作成のために本実施要領及び業務委託仕様書に示された条件に適合しない場合

(5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合

ア 直接又は間接を問わず故意に審査委員への接触を求めること。

イ 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 契約候補者等選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。

エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で業務委託仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

(1) 契約候補者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。

(2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。

(3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」

に基づき、情報公開の対象となる。

10 問い合わせ先

担当課 和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

担当者 波床・大橋

住 所 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 南別館6階

電 話 073-441-3648

F A X 073-432-4517

電子メール e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(別記1)

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組業務委託

に係る公募型プロポーザル審査基準

番号	評価項目	評価の視点	評価得点	倍率	配点
1	事業実施方針	・事業目的や業務内容を理解しているか。 ・県の基本計画の内容を踏まえた具体的かつ実効性の高い企画提案か。	1/2/3/4/5	×2	10
2	教員対象の研修プログラムの運営・実施	・本事業の趣旨を理解した提案か。 ・教員が興味関心を持つ内容か。また、実際に校務や授業で活用できる内容か。 ・効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく体制が確認できるか。	1/2/3/4/5	×3	15
3	生徒対象の講演の運営・実施	・本事業の趣旨を理解した提案か。 ・高校生が興味関心を持つ内容か。また、探究活動等を深める内容か。 ・学校の課題に応じて講演内容を選択できるような体制か。 ・効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく体制が確認できるか。	1/2/3/4/5	×3	15
4	デジタル人材育成に関わる企業視察研修の運営・実施	・本事業の趣旨を理解した提案か。 ・高校生が興味関心を持つ内容か。また、探究活動等を深める内容か。 ・生徒の活動に対する教育的効果の分析・フィードバックが十分に期待できるか。 ・研修中の安全対策は十分か。 ・効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく体制が確認できるか。	1/2/3/4/5	×3	15
5	成果報告会の運営・実施	・本事業の趣旨を理解した提案か。 ・効果的な報告会を実施し、成果の共有により普及を図ることが期待できる内容か。 ・効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく体制が確認できるか。	1/2/3/4/5	×3	15

6	業務体制	・ 本業務を実施する上で十分な体制か。	1/2/3/4/5	×2	10
7	業務実績	・ 本業務を遂行するために必要な経験や ノウハウを十分に有しているか。	1/2/3/4/5	×2	10
8	スケジュール	・ 業務を円滑に実施できる計画であるか。	1/2/3/4/5	×1	5
9	業務経費	・ 業務経費は適正であるか。	1/2/3/4/5	×1	5

合計 100

※採点の考え方

採点	評価
5	非常に高く評価できる
4	高く評価できる
3	概ね評価できる ※仕様を満たしているなど、適格水準にある。
2	あまり評価できない
1	全く評価できない